

青少年団体活動の安全意識の高揚と支援をめざして

# 豊田市青少年団体 傷害互助会の手引き



公益財団法人 豊田市文化振興財団

# はじめに

豊田市を中心とした地域には、青少年の健全育成を目的としたいくつかの団体があり、それぞれが積極的に自主的な活動を展開しています。

青少年団体活動の促進を目的のひとつとする豊田市文化振興財団は、支援の一環として相互扶助の精神を基本に青少年団体活動中に生じた不慮の事故に対し、見舞金を支給するとともに安全思想の普及を図る「豊田市青少年団体傷害互助会」制度を平成15年度より豊田市青少年活動協会(平成15年3月31日付け解散)から引継ぎ、制度の充実に取り組んでいます。

この冊子は、皆さんが「豊田市青少年団体傷害互助会」制度を有効に活用していただくためのものです。

尚、年度などが変わり、新規代表者と代わられる時は、忘れずにこの「豊田市青少年団体傷害互助会の手引き」をお渡しください。

公益財団法人 豊田市文化振興財団

## 《目次》

○概要	P1	
豊田市青少年団体傷害互助会とは	.....	P1
制度のしくみ	.....	P1
○加入	P2~P3	
加入できるのは?	.....	P2
加入の仕方は? 追加加入したい	.....	P3
○傷害見舞金	P4~P6	
ケガの補償は?	.....	P4
見舞金支給できるのは?	.....	P5
対象とならないケース(免責)	.....	P5
事故が起きたら?	.....	P6
○損害賠償責任保険	P7~P10	
損害賠償責任とは	.....	P7
保険金支給対象とならないケース(免責)	.....	P8
事故が起きたら?	.....	P9
ご注意ください	.....	P10
○各種様式及び記入例 注意喚起情報の説明		
加入関係		
加入申込書	.....	P12
加入者名簿	.....	P14
年間行事計画書	.....	P18
傷害見舞金関係		
事故報告書	.....	P20
見舞金支給申請書	.....	P22
入院通院申告書(傷害用)	.....	P24
同意書・委任状	.....	P28
個人情報の取扱いに関する同意	.....	P30
振込依頼書	.....	P31
損害賠償事故関係		
損害賠償事故状況報告書	.....	P32
損害賠償責任保険請求書	.....	P34
注意喚起情報のご説明 個人情報の取り扱いについて	.....	P35
○Q&A	P37~P46	
○安全な団体活動のための参考資料	P47	

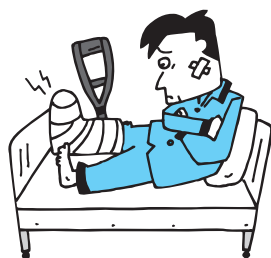
## 豊田市青少年団体傷害互助会とは…

夢ある未来を創造していく青少年が、豊かな情操を育み社会性のある人間に成長していくためには、社会参加活動は必要不可欠なものと言えます。

豊田市を中心とした地域では、多くの青少年団体が様々な分野で積極的な活動を展開しています。ところが、事前に十分に検討され周到に準備された活動であっても、予想しえない突発的な不慮の事故が発生することがあります。そうしたことを鑑み、公益財団法人豊田市文化振興財団（以下「財団」という。）では、万一の不慮の事故に備え、「豊田市青少年団体傷害互助会（以下「傷害互助会」という。）」制度を設けています。

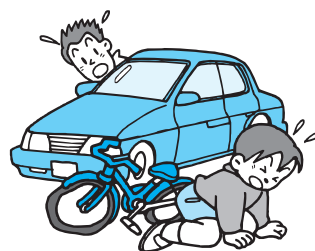
青少年団体会員の「相互扶助の精神」に基づき、青少年団体の側面的な支援・救済を行います。

この制度に加入し、傷害互助会の会員になることで、あらかじめ計画された青少年団体活動において次の補償を受けることができます。



### 傷害見舞金

活動中の不慮の事故により団体の会員がケガを負った場合に見舞金を支給します。

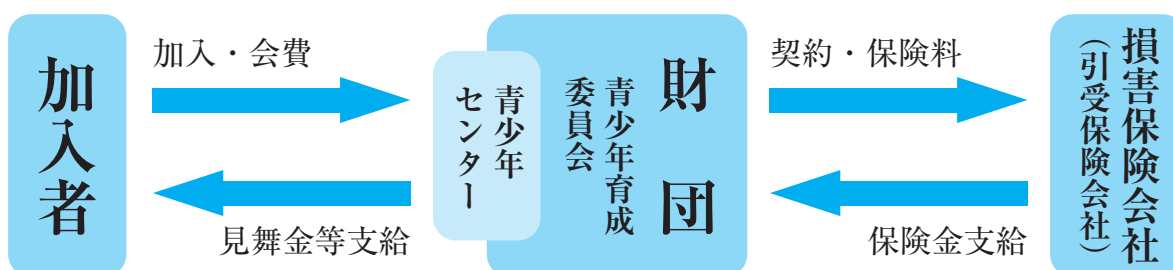


### 損害賠償責任保険

活動中に第三者の財物に損害を与えたことにより、団体代表者または会員が、法律上の賠償責任を負うことによって被る損害を保険金として支払います。

## 制度のしくみ

財団（窓口：豊田市青少年センター／以下、「センター」という）は損害保険会社（以下、「引受保険会社」という）と傷害保険契約・損害賠償責任保険契約を締結しています。また、財団内の「青少年育成委員会」にて、本制度運営の適正化を図っています。



## 加入できるのは？



加入できる方は、次のいずれかに該当する青少年団体の構成員です。

### ★子ども会及びジュニアクラブ

市内に所在する子ども会及びジュニアクラブの会員、指導者、育成者、ボランティアとその同伴の未就学児、次年度子ども会の会員となる未就学児。

### ★青年団

市内に所在する青年団の団員、指導者、育成者

### ★ボーイスカウト及びガールスカウト

ボーイスカウト豊田地区協議会及びガールスカウト三河北地区協議会に所属する団の団員(ビーバースカウト、テンダーフット部門を含む)、指導者、育成者



### ★社会教育活動を行う青少年団体及び青少年グループ

市内を活動の拠点とし、社会教育活動を行う青少年団体及び青少年グループの会員、指導者、育成者

### ★青少年団体の育成を目的として組織された団体及びグループ

市内を活動の拠点とし、青少年団体の育成、指導又は活動振興のために社会環境づくりに取り組む団体及びグループの会員、指導者、育成者

※活動日数が年間90日を超える団体は加入できません。

## 次の方・団体・グループは加入できません…



※主に未就学児とその親を会員とした団体・グループ

※団体の構成員でない方・団体活動の見学者・同伴者

※加入者に指導者・育成者(大人)がいない青少年団体及び青少年グループ

※親睦を主体とした青少年団体及び青少年グループ  
(ただし、青少年センター登録サークル・グループを除く)

※学校企業・塾などのクラブ活動を主体とした青少年団体及び青少年グループ

※スポーツを活動の主体とした青少年団体及び青少年グループ

※危険度の高い活動(例:ロッククライミング・フリークライミング・山岳登はん・ボブスレー・スカイダイビング・ハングラライダーなど)を行う青少年団体及び青少年グループ



## 加入の仕方は？

### ★会費（掛金）は…

会費は1人あたり年額150円です。払戻金・配当金はありません。

### ★補償期間は…

毎年4月1日から随時加入受付をしており、**加入した日から年度末（3月31日）**までが有効期間となります。

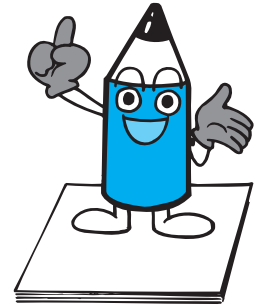
なお、**4月30日までに加入した場合は、4月1日に遡って効力が発生**します。

### ★手続きは…

次の①～③の書類に会費を添えて、センターに直接お申し込みください。

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| ①加入申込書   | ホームページ掲載「 <b>様式1</b> 」        |
| ②加入者名簿   | ホームページ掲載「 <b>様式2</b> 」        |
| ③年間行事計画書 | ホームページ掲載「 <b>様式 年間行事計画書</b> 」 |

様式及び記入の仕方については、12～19ページに記載



## 追加加入したい…

### ★手続きは…

上記の書類に追加加入分のみの①**加入申込書**と②**加入者名簿**に会費を添えて、直接お申し込みください。提出書類の**印鑑**は、新規加入手続きの書類と**同一**のものをご使用ください。

### ★移籍ってOK?…

既に参加済みの子ども会・ジュニアクラブ・青年団・ボーイスカウト・ガールスカウト等の会員が市内で同様の団体に移籍した場合は、移籍先団体の代表者からセンターまでご連絡ください。提出書類は不要とし、移籍手続きを電話にて行います。

#### 会員資格を失う場合は…

- (1) 所属する青少年団体を脱退した場合
- (2) 所属する青少年団体が傷害互助会で加入を認める青少年団体でなくなった場合
- (3) 虚偽不正な方法で会員となった場合

## ケガの補償は？



あらかじめ計画された団体活動中に不慮の事故に会い、団体の構成員がケガなどを負い、医療機関にて診察を受けた場合に「**傷害見舞金**」が支給されます。

傷害見舞金は、以下の図のとおり、2つの見舞金を合算して支給されます。

### 傷害見舞金

#### 傷害日数見舞金

加入者の会費から支給

傷害日数(日)	支給金額(円)
1 ~ 6	3,000
7 ~ 10	4,000
11 ~ 13	5,000
14 ~ 20	6,000
21 ~ 28	8,000
29 ~ 45	10,000
46 ~ 58	11,000
59 ~ 88	13,000
89 ~ 104	16,000
105 ~ 118	18,000
119 ~ 134	20,000
135 ~ 148	21,000
149 ~ 164	23,000
165 ~ 179	26,000
180 ~	31,000

※傷害日数は、  
治療初診日～最終診断日

(初診日を含む)

#### 入、通院見舞金等

保険会社から支給

通院見舞金	1,000円 ×通院 実日数	※支給限度 ◇入院及び通院は 事故日から180日 以内のものに限り ます。(実通院日数 は90日が限度)
入院見舞金	3,000円 ×入院 実日数	
手術見舞金	入院見舞金が支給される場合に傷害の治療内容により支給。	
後遺障がい見舞金	400万円を基本額とし、障害の程度により基本額に100%～3%を乗じた金額を支給《後遺障害は事故日から180日以内の発生に限ります。》	
死亡見舞金	400万円《死亡は事故日から180日以内の死亡に限ります。》	

※支給限度日数は、  
事故日から180日以内

(事故日を含む)

#### ご注意ください……

- (1) 医療機関が複数に渡っても、支給対象となります。
- (2) 健康保険の対象とならない治療所・接骨院等での入通院日数は、減額される場合があります。

※これらの判断は、引受保険会社が行います。



## 見舞金支給できるのは？

下記①～④のいずれかにおいて、**急激かつ偶然な外来の事故**により被った身体の傷害及び傷害に起因する後遺障害並びに死亡が傷害見舞金の対象となります。(国内のみ)

- ①あらかじめ定められた事業計画に基づき、秩序ある青少年団体活動が進められ、1人以上の指導者又は育成者の管理下にあった場合
- ②指定の集合場所又は解散場所と加入者の住所との通常経路の往復途中
- ③あらかじめ定められた事業計画を推進するために必要な調査活動及び往復途中
- ④団体活動上必要な研修会、研究会あるいは会議等への参加活動及び往復途中



## 対象とならないケース（免責）

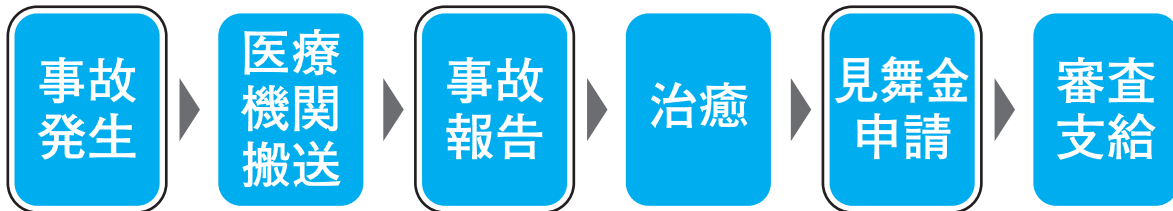
次の場合は傷害見舞金の対象となりません。

- ①事故が加入者の故意又は重大な過失等に起因する場合
- ②スカイダイビング・山岳登山などの危険なスポーツを実施中の事故
- ③地震、噴火、津波、戦争その他の変乱や環境汚染による事故等
- ④**宿泊活動中の消灯～起床までの就寝時間に起きた事故**
- ⑤その他、引受保険会社の保険契約約款（絶対免責事項）に該当するもの

次の場合は傷害（ケガ）とはみなしません。

- ①**突然死（急性心不全、脳内出血など）**、細菌性**食中毒**、慢性アルコール中毒等
- ②野球肩、テニス肘、**疲労骨折**、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、靴ずれ、その他外傷によらないスポーツ特有の障害、成長障害、加齢に伴うもの等
- ③**ムチ打症**や頸椎症などの頸部症候群又は**腰痛**で、他覚症状のないもの等

## 事故が起きたら？



### 事故発生

- 応急処置をします。
- 医療機関へ搬送します。
- 事故の状況を詳しくメモします。

事故報告書(様式)をセンターより入手します。

[ホームページ掲載「様式3」](#)

### 事故報告書

- 団体代表者が記入・作成します。(印鑑は加入申込書と同じ)
- 事故の発生および状況の欄には、具体的をお願いします。  
例:○○の所で、△△をしていた時、◆◆が◎◎をしたため、  
××(部位)を□□した。
- 事故発生後、**6日以内(厳守)**にセンターへ提出します。(FAX可)

見舞金支給申請書等の書類が、10日以内にセンターより団体代表者へ送られます。

### 見舞金申請

- 治癒後、**10日以内(厳守)**に次の書類をまとめてセンターへ提出します。
  - ①見舞金支給申請書(団体代表者が記入)
  - ②入・通院申告書(ケガをされた方が記入)  
※入・通院見舞金等が10万円を超える場合は『診断書(所定の書式)』が必要になります。再度、必要な方のみセンターより連絡があります。
  - ③同意書・委任状(ケガをされた方が記入)
  - ④振込依頼書(ケガをされた方が記入)
  - ⑤個人情報の取り扱いに関する同意書

### 審査・支給

- 引受保険会社の審査に基づき、見舞金の支給を決定します。
- 受領書に指定された口座へ振り込みます。
- 見舞金申請の書類提出から見舞金支給まで、約2ヶ月間かかります。

様式及び記入の仕方については、20～31ページに記載

## 損害賠償責任とは…

青少年団体活動中に主催者(団体・会員)の過失により事故が発生し、活動参加している会員やその他の第三者が死傷したり、または第三者の財物に損害を与えたことにより、主催者が法律上の賠償責任を負って被る損害を保険金として支払うものです。(国内のみ)

### ★支給限度額は…

- ・身体賠償の限度額 対人 1名1億円、 1事故 10億円
- ・財物賠償の限度額 対物 1事故 200万円

★加入者負担額(免責)は… 対人、対物事故それぞれ 1,000円です。

### ★支払われる保険金の種類は…

## 損害賠償金

- 法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をいいます。

#### ① 対人事故

##### ア 死亡及び後遺障害の場合

逸失利益、慰謝料、死亡又は後遺障害確定までの治療関係費用、葬儀料等が合算されて認定された額

##### イ 傷害の場合

治療関係費用、休業損害、慰謝料等が合算されて認定された額

#### ② 対物事故

修理可能な場合は修理費用(修理不能の場合は買い替え費用)  
ただし、いかなる場合も時価額が限度

## 応急手当費用

- 事故発生時における応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用をいいます。

## 争訟費用

- 事故発生後に生じた訴訟、仲裁、和解等に要した費用をいいます。弁護士報酬費用も含み、勝訴あるいは敗訴を問いません。

## 損害防止軽減費用

- 事故発生後に講じた損害防止軽減措置のため必要又は有益と認められる費用をいいます。

## 保険会社への協力費用

- 引受保険会社が直接被害者と折衝する際に、当該主催者(団体・会員)が要した費用をいいます。

## 保険金支給対象とならないケース(免責)



青少年団体活動中の事故に起因する場合であっても、次の場合は損害賠償責任については保険金の支払い対象となりません。



### ① 指導者・会員が自ら被った事故

団体の役員、指導者、育成者、ボランティア、会員及び指導を委嘱された者が自ら被った事故に対する損害賠償責任

### ② 会員による会員への加害行為

青少年団体活動に参加している会員の加害行為により主催団体の役員、指導者、育成者、ボランティア、会員及び指導を委嘱された者が被った身体障害



### ③ 団体の財物損壊

団体が被った財物損壊に対する損害賠償責任

### ④ 会員の同居の親族の財物損壊

団体の役員、指導者、育成者、指導を委嘱された者及び会員の加害行為により、それらの者の同居の親族が被った財物損壊に対する損害賠償責任

### ⑤ 会員の財物の損壊

団体の役員、指導者、育成者、ボランティア、会員および指導を委嘱された者が所有、使用または管理する財物の損壊に対する損害賠償責任



### ⑥ 会員の故意による財物損壊

主催者(団体・会員)の故意による事故に対する損害賠償責任

### ⑦ 戦争等による事故

戦争、変乱、暴動、労働争議又は騒じょうによる事故に対する損害賠償責任

### ⑧ 天災による事故

地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故に対する損害賠償責任



### ⑨ 特別の約定

主催者(団体・会員)と被害者との間に損害賠償に関し特別の約定のある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

### ⑩ 排水・排気による事故

排水又は排気(煙を含む)による事故に対する損害賠償責任



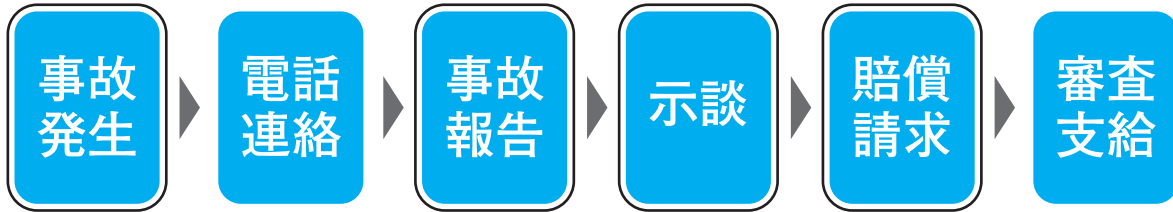
### ⑪ 乗り物の所有・使用・管理に起因する事故

自動車、航空機、エレベーター、エスカレーター、船等の所有、使用又は管理に起因する事故に対する損害賠償責任

### ⑫ スポーツの競技中の事故

一定のルールを守って行うスポーツの競技中に相手方が被った損傷等

## 事故が起きたら？



### 事故発生

- 事故の状況を詳しくメモします。  
加害者の氏名・住所・年齢・性別・電話番号  
被害者の氏名・住所・年齢・性別・電話番号  
事故の状況・原因等
- 現場の「写真」を撮影する。

センターへ電話で一報。書類が団体代表者へ送られます。

### 事故報告書

- 団体代表者が「損害賠償事故状況報告書」を記入・作成します。  
(印鑑は加入申込書と同じ)
- 事故の発生及び状況の欄の記入は、明確にお願いします。
- 事故発生後、速やかに現場の写真を添えてセンターへ提出します。  
(直接窓口へ:損害賠償支給の可否は即答できません)

被害者への対応・示談折衝やその他のアドバイス等は保険会社が行います。

### 示談

- 示談とは、加害者(団体代表者・会員)及び被害者の双方が話し合い、自主的に紛争を解決する方法です。
- 引受保険会社が示談折衝を行い、その内容を書面に表し、立会人の下、双方が自署及び捺印の上示談書を作成します。
- 加害者が未成年の場合は、親権者を当事者として示談を行います。

### 保険金請求

- 賠償責任事故の内容によって提出する書類が異なります。引受保険会社の指示に従い書類を用意してください。  
例) 対物事故の場合 保険金請求書・委任状・示談書・修理見積書など  
対人事故の場合 保険金請求書・委任状・示談書・医師の診断書・治療費明細書など

### 審査・支給

- 引受保険会社の審査に基づき、保険金の支給を決定します。
- 請求書に指定された口座へ振り込みます。
- 保険金申請の書類提出から保険金支給まで、約2ヶ月間かかります。

様式及び記入の仕方については、32～34ページに記載

## ご注意ください



引受保険会社の保険契約約款(絶対免責事項)に該当するものは、保険金が支払われません。また、青少年団体活動中の事故には指導者あるいは育成者等主催者側の一方的な過失によるものだけでなく、被害者にも過失のある場合があります。そのような場合は、被害者の過失の占める割合に応じて損害賠償金額が決定されます。

※損害賠償保険は、法律上の損害賠償責任を負担した会員側の損害を補填する保険であることをご理解ください。

**各種様式及び記入例**

**注意喚起情報の説明**

公益財団法人豊田市文化振興財団

理 事 長 様

申 請 者

団 体 名 .....

代 表 者 住 所 〒 - .....

代 表 者 名  
( 自 署 ) .....

( 電 話 )

豊田市青少年団体傷害互助会 加入申込書

豊田市青少年団体傷害互助会事業運営要綱第 6 条の規定に基づき、令和 年度分として下記のとおり申し込みます。

記

1 入会者数及び納入会費

入 会 者	加 入 者 数 ( 名 )	会 費 合 計 ( 円 ) ( 1 5 0 円 × 加入者数 )
青 少 年		
指 導 者 ・ 育 成 者		
合 計		

※「青少年」とは、39歳までの団体の構成員をいう。(指導者・育成者を除く)

※「指導者・育成者」とは、上記の青少年を指導・助言等によって育成する立場の者をいう。  
(ボランティアを含む)

※子ども会及びジュニアクラブの指導者・育成者・ボランティアが同伴する未就学児と、次年度子ども会の会員となる未就学児は「青少年」に含む。

2 添付書類

- ( 1 ) 加入者名簿 1 部
- ( 2 ) 年間行事計画書 1 部

※記入しないでください。

受付日付印	確 認	<input type="checkbox"/> 会費納入確認 <input type="checkbox"/> 添付書類確認
	受 付 者	

記入例／加入申込書

様式第1号

令和 8 年 4 月 10 日

公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 様

申請者  
団体名 **豊田子ども会**

代表者住所 〒 **471 - 0034**  
**豊田市小坂本町1-25**

代表者名 **青少年 太郎**  
(自署)  
(電話 **0565-32-6296**)

豊田市青少年団体傷害互助会 加入申込書

豊田市青少年団体傷害互助会事業運営要綱第6条の規定に基づき、令和 8 年度分として下記のとおり申し込みます。

記

1 入会者数及び納入会費

入会者	加入者数(名)	会費合計(円) (150円×加入者数)
青少年	<b>44</b>	<b>6,600</b>
指導者・育成者	<b>5</b>	<b>750</b>
合計	<b>49</b>	<b>7,350</b>

※「青少年」とは、39歳までの団体の構成員をいう。(指導者・育成者を除く)  
 ※「指導者・育成者」とは、上記の青少年を指導・助言等によって育成する立場の者をいう。  
 (ボランティアを含む)  
 ※子ども会及びジュニアクラブの指導者・育成者・ボランティアが同伴する未就学児と、次年度子ども会の会員となる未就学児は「青少年」に含む。

2 添付書類  
 (1) 加入者名簿 1部  
 (2) 年間行事計画書 1部

※記入しないでください。

受付日付印	確認	<input type="checkbox"/> 会費納入確認
		<input type="checkbox"/> 添付書類確認
	受付者	

申請書類提出日

正式名称(略式不可)

当該年度の代表者(大人)  
本人による氏名の記入

年度を記入

「青少年」は、小学生から  
39歳までのメンバーと  
未就学児

「指導者・育成者」は、  
役員の他、ボランティア・  
監督・コーチも含む

《その他の注意事項》

- ・ 新規加入時は、「加入者名簿」、「年間行事計画書」及び「会費」を添えて申込みをしてください。
- ・ 年度途中の追加加入申請には、追加者の「加入者名簿」と「会費」が必要です。  
「年間行事計画書」の添付は必要ありません。

※ 様式のダウンロードは、Word版とPDF版があります。

Word版に入力およびPDF版への記入いずれも可能です。

いずれの場合も、代表者名は自筆で氏名を記入してください。

令和 \_\_\_\_ 年度 加入者名簿

団体名				代表者名			
学校区		中学校区	小学校区				
番号	氏 名	学年 年齢	番号	氏 名	学年 年齢		
1							
				加入者合計	人		

- 注意 1 「学年・年齢」欄は、小・中学生は学年を（例：小学 1 年生→小1、中学 1 年生→中 1）、指導者・育成者・ボランティア及び未就学児は年齢を記入してください。
- 2 「学校区」欄は、子ども会は『中学校区及び小学校区』を、ジュニアクラブは『中学校区』を記入してください。他の団体は記入の必要はありません。
- 3 「番号」欄は、1 から連番で記入してください。

記入例／加入者名簿

様式第2号

令和 **8** 年度 加入者名簿

No. **1**

団体名			代表者名		
豊田子ども会			青少年 太郎		
学校区		学年 年齢	氏 名		学年 年齢
豊田	中学校区	豊田	小学校区		
番号	氏 名	学年 年齢	番号	氏 名	学年 年齢
1	愛知 五郎	小1	26		
2	長野 玉三郎	小1	27		
3	秋田 一郎	小1	28		
4	石川 よし江	小1	29		
5	志賀 直子	小1	30		
6	香川 みどり	小1	31		
7	佐賀 友美	小2	32		
8	岩手 哲也	小2	33		
9	大分 久美	小2	34		
10	神奈川 加奈	小2	35		
11	石川 幸	小3	36		
12	愛媛 大地	小3	37		
13			38	中華 夏美	小6
14			39	近藤 真紀	小6
15			40	鈴木 一朗	小6
16			41	石川 さゆり	小6
17			42	三好 広子	32
18			43	徳島 宏美	33
19			44	村田 工事	35
20			45	本田 八重	38
21			46	宮城 賢治	34
22			47	徳島 伸介	5
23	島根 あやか	小3	48	本田 つばさ	4
24	徳島 圭太	小3	49	三好 一生	3
25	青森 あかね	小3			
			加入者合計	49人	

正式名称  
(略式不可)

番号は連続(通番)で  
記入してください。

小・中学生は学年、  
育成者・指導者及び  
未就学児は※年齢を  
記入してください。  
※1 小・中学生は、  
「小1」「中2」と記入  
※2 年齢は4月1日時点

- 注意
- 「学年・年齢」欄は、小・中学生は学年を（例：小学1年生→小1、中学1年生→中1）、指導者・育成者・ボランティア及び未就学児は年齢を記入してください。
  - 「学校区」欄は、子ども会は『中学校区及び小学校区』を、ジュニアクラブは『中学校区』を記入してください。他の団体は記入の必要はありません。
  - 「番号」欄は、1から連番で記入してください。

《その他の注意事項》

- ・ 氏名、学年・年齢は正確に記入してください。
- ・ 51名以上は2枚目の用紙に51番から記入し、加入者合計は累計を記入してください。

		団体名	
		学校区	学校区
月	行事名	月	行事名
4		10	
5		11	
6		12	
7		1	
8		2	
9		3	
上記以外で長期にわたって行うもの 市子連行事（市子連加入団体に限る）			

注意 1 「学校区」欄への記入について

- 子ども会 … 小学校区を記入してください。
- ジュニアクラブ … 中学校区を記入してください。
- 上記以外の団体 … 記入の必要はありません。

2 予定する行事については、記入漏れのないようにお願いします。

3 この計画書の提出後、変更のあった場合は開催前に連絡をお願いします。

令和 8 年度 年間行事計画書

		団体名	豊田子ども会
		学校区	豊田小 学校区
月	行事名	月	行事名
4		10	町内秋祭り
5		11	資源回収
6	自治区運動会	12	
7	資源回収	1	
8	町内盆踊り大会	2	6年生を送る会
9	環境美化活動	3	
上記以外で長期にわたって行うもの 市子連行事（市子連加入団体に限る）			

正式名称  
(略式不可)

子ども会・ジュニア  
クラブは小中学校  
名を記入

開催日が未定な行事  
や複数回定期的に  
実施する行事を記入

注意 1 「学校区」欄への記入について

子ども会 … 小学校区を記入してください。

ジュニアクラブ … 中学校区を記入してください。

上記以外の団体 … 記入の必要はありません。

2 予定する行事については、記入漏れのないようにお願いします。

3 この計画書の提出後、変更のあった場合は開催前に連絡をお願いします。

《その他の注意事項》

- ・ 年度途中の追加加入申込み時は提出の必要はありません。
- ・ 行事の開催日の変更や新たに追加する場合は、あらかじめ傷害互助会事務局へ連絡してください。
- ・ 記載のない行事において事故が発生した場合は、行事開催を証明する書類の提出が必要になります。
- ・ 行事の準備などが月をまたぐ場合は、その月にも「〇〇会準備」のように記載してください。
- ・ 小学校での夏休みプール開放や登下校時の保護者の交通当番などは、子ども会行事ではありません。ラジオ体操など、長期にわたる活動も対象にはなりません。

公益財団法人豊田市文化振興財団

理事長様

令和 年 月 日

学校区名 \_\_\_\_\_ 校区

事故No.

申請者	団体名	
	代表者住所	
	代表者名 (自署)	(電話 _____)

事故報告書

下記のとおり団体活動中に事故が発生したことを報告します。

記

ケガをした人	氏名	フリガナ	年齢	性別	男・女	
	住所					歳
保護者氏名			続柄			
事故の状況	行事名		場所			
	日時	令和 年 月 日	午前・午後	時		
	負傷箇所及び治療内容等					
	発生原因及び状況	(具体的に)				
	事故後処理					
事故発生時に立ち会った役員または指導者等の意見						
上記の事故は、私の所属する青少年団体の活動中に発生したものに相違ないことを認めます。						
指導者・育成者の住所						
役職		氏名				

※以下は記入の必要はありません。

決定者	検討者	検討者	検討者	担当者	受付者

受付日 令和 年 月 日

/	申請者渡し	窓口・郵送
/	損保にFAX	
/	データ入力	
/	損保に送付	

※事故発生後、6日以内に事務局へ提出してください。

公益財団法人豊田市文化振興財団  
理 事 長 様

令和 8 年 6 月 10 日

学校区名 豊田小 校区

事故No.

申請者	団体名	豊田子ども会
	代表者住所	〒471-0034 豊田市小坂本町 1-25
	代表者名 (自署)	青少年 太郎 (電話 0565-32-6296)

事 故 報 告 書

下記のとおり団体活動中に事故が発生したことを報告します。

記

ケガをした人	氏名	フリガナ <u>アイチ ケンイチ</u> <b>愛知 健一</b>	年齢	<b>10</b> 歳	性別	<b>男</b> ・女
	住所	〒471-0035 <b>豊田市小坂町 12-100</b> (電話 <b>32-6298</b> )				
保護者氏名		<b>愛知 一郎</b>	続柄	父		
事故の状況	行事名	<b>自治区運動会</b>	場所	<b>豊田小学校 グラウンド</b>		
	日時	令和 8 年 6 月 6 日 <b>午前</b> ・午後 <b>11 時 ごろ</b>				
	負傷箇所及び治療内容等	<b>左足首捻挫</b>				
	発生原因及び状況	(具体的に) <b>自治区運動会のリレー中に他の選手と接触して、左足首を捻挫した。 (子ども会として参加)</b>				
事故後処理	<b>湿布を貼り、その日のうちに役員が救急医療センターへ連れて行き受診した。</b>					
事故発生時に立ち会った役員または指導者等の意見						
上記の事故は、私の所属する青少年団体の活動中に発生したものに相違ないことを認めます。						
指導者・育成者の住所		<b>〒471-0035 豊田市小坂町 8-80</b>				
役職	<b>副会長</b>	氏名	<b>豊田 花子</b>			

※以下は記入の必要はありません。

決定者	検討者	検討者	検討者	担当者	受付者

受付日 令和 年 月 日

/	申請者渡し	窓口・郵送
/	損保に FAX	
/	データ入力	
/	損保に送付	

※事故発生後、6日以内に事務局へ提出してください。

公益財団法人豊田市文化振興財団  
理 事 長 様

令和 年 月 日

事故No.

申請者	団体名	
	代表者住所	
	代表者名	(電話 )

豊田市青少年団体傷害互助会 見舞金給付申請書

下記事故による傷害見舞金を請求致します。

記

けがをした人	氏名	フリガナ	年齢	歳	性別	男・女
	住所	(電話 )				
保護者氏名			続柄			
事故の状況	行事名	場所				
	日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分ころ				
	負傷箇所及び治療内容等	別紙診断書(入院・通院申告書)のとおり				
	発生原因及び状況	(具体的に)				
事故発生時に立ち会った役員又は指導者等の意見						
上記の事故は、私の所属する青少年団体の活動中に発生したものに相違ないことを認めます。						
役員又は指導者の住所						
役職 氏名						

※以下は記入の必要はありません。

決定者	検討者	検討者	検討者	担当者	受付者	互助会支給決定年月日					
						年	月 日				
						互助会支給決定番号					
						第	号				
受付日付印			支給審査		適・否 ( 日間)						
			保険会社申請年月日								
			見舞金支給年月日								
確認事項	<input type="checkbox"/> 記入事項確認		互助会支給額		百万	十万	万	千	百	十	円
	<input type="checkbox"/> 会費納入確認		保険会社給付額								
	<input type="checkbox"/> 団体活動確認		見舞金支給合計額								
<input type="checkbox"/> 添付書類確認											

※この申請書は、医師の治癒判定後 10 日以内に提出してください。

記入例 / 見舞金給付申請書

様式第4号

公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長様

令和 8 年 7 月 9 日

記入した日

事故No.

申請者	団体名	豊田子ども会
	代表者住所	豊田市小坂本町 1-25
	代表者名	青少年 太郎 (電話 0565-32-6296 )

正式名称

(加入申請書と同一)

豊田市青少年団体傷害互助会 見舞金給付申請書

下記事故による傷害見舞金を請求致します。

記

けがをした人	氏名	フリガナ アイチ ケンイチ 愛知 健一	年齢	10 歳	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
	住所	豊田市小坂町 12-100 (電話 32-6298 )				
保護者氏名	愛知 一郎		続柄	父		
事故の状況	行事名	自治区運動会	場所	豊田小学校 グラウンド		
	日時	令和 8 年 6 月 6 日 午前・午後 11 時 00 分ころ				
	負傷箇所及び治療内容等	別紙診断書(入院・通院申告書)のとおり				
	発生原因及び状況	(具体的に) 自治区運動会リレー中に他の選手と接触して、左足首を捻挫した。 (子ども会として参加)				
事故発生時に立ち会った役員又は指導者等の意見 上記の事故は、私の所属する青少年団体の活動中に発生したものに相違ないことを認めます。 役員又は指導者の住所 豊田市小坂町 8-80 役職 副会長 氏名 豊田 花子						

ケガをした人が、未成年(20歳未満)のときに記入してください。

具体的に記入(事故報告書と同内容)

事故発生時に立ち会った方(事故報告書と同じ人)

※以下は記入の必要はありません。

決定者	検討者	検討者	検討者	担当者	受付者	互助会支給決定年月日 年 月 日				
						互助会支給決定番号 第 号				
受付日付印			支給審査	適・否 ( 日間)						
			保険会社申請年月日							
			見舞金支給年月日							
確認事項	<input type="checkbox"/> 記入事項確認	互助会支給額		百万	十万	万	千	百	十	円
	<input type="checkbox"/> 会費納入確認	保険会社給付額								
	<input type="checkbox"/> 団体活動確認	見舞金支給合計額								
<input type="checkbox"/> 添付書類確認										

この枠内は記入不要

※この申請書は、医師の治療判定後 10 日以内に提出してください。

<その他の注意事項>

この「見舞金給付申請書」は、青少年団体活動中に負った傷害が治癒したときに、治癒から、10 日以内に必要書類を添えて提出してください。(郵送可)

# 入院・通院 申告書 (傷害用)

表面もご確認ください

ご記入前にご確認ください。

- ご記入ガイドをご確認いただき、申告者ご本人がご記入ください。
- 申告書は、保険金お支払額が10万円以下の場合に、診断書の代わりとしてご提出いただくものです。
- 申告書の記載内容により、あらためて診断書のご提出をお願いする場合があります。

**1 記入日** ※ご記入日を西暦でお書きください。 20 年 月 日

**2 申告者** 原則として、おケガをされた方ご本人です。おケガをされた方が未成年者の場合は親権者の方が申告者となります。

氏名	フリガナ	電話番号	自宅 ( )	と被保険者の関係者 本人 (親権者) その他 ( )
		携帯	( )	
		勤務先	( )	

**3 被保険者** 申告者と同じ場合はご記入は不要です。

おケガをされた方ご本人

**4 医療機関** 以下にご記入いただくか、または診察券や領収書のコピー（一枚で可）を同封してください。

医療機関名	電話番号	( )	利用保険	健保 国保 労災 自費 その他 ( )
医療機関名	電話番号	( )	利用保険	健保 国保 労災 自費 その他 ( )

**5 おケガ・治療の内容** 必要に応じて医療機関にご確認のうえ、ご記入ください。

別紙ご記入ガイドを参照

部位	頭 顔 首 肩 胸 背 腹 腕 脚 その他	※実際に通院治療を受けた日に○印をつけてください。複数の医療機関に 通われた場合は○・△等で、印を分けてご記入ください。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	
	症状		骨折 脱臼 捻挫 切傷 打撲 火傷 腱断裂 しん帯 損傷 その他 ( )	月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
傷病名		ご通院日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	
入院治療	年 月 日 ~ 年 月 日		月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
通院治療	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち実際に通院した日数 日)	月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
手術	なし あり → ※正式な手術名をご記入ください 手術名	手術日	年	月	日	合計	日												
ギプス等の固定具使用	固定具を常時装着(※1)した期間	固定具の種類(※2)	手首または足首を含む固定																
	A 年 月 日から 年 月 日まで	ギプス 副木・シーネ 硬性コルセット(※3) ギプスシャーレ その他 ( )	なし あり																
	B 年 月 日から 年 月 日まで	ギプス 副木・シーネ 硬性コルセット(※3) ギプスシャーレ その他 ( )	なし あり																
最終治療日	年 月 日	後遺障害残存見込	なし あり 不明 →	内容 ※あり・不明の場合、内容をご記入ください															

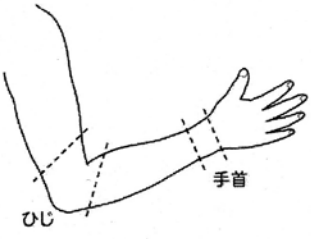
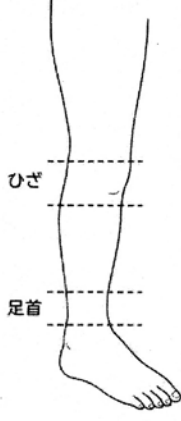
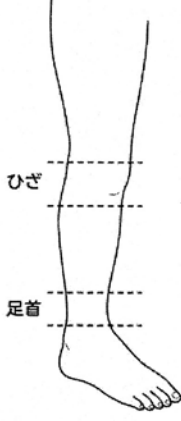
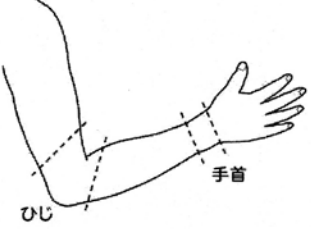
別紙ご記入ガイドを参照

続けて裏面もご記入ください



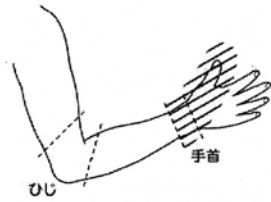
⑥ ギプス等の固定具を使用されているお客さまへ  
 上肢(手)または下肢(足)を固定されている場合、固定部位をぬりつぶしてください。

- 左手・左足を固定されている場合でも下図にご記入ください。
- 治療途中で異なる種類の固定具に変更した場合や固定されている部位が変更になった場合、表面の「ギプス等の固定具使用」欄にご記入いただいた期間ごとに下図にご記入ください。

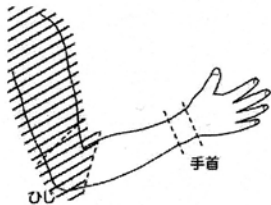
上肢(手)		下肢(足)	
表面A欄の固定部位		表面A欄の固定部位	表面B欄の固定部位
			
表面B欄の固定部位			
			

## 固定部位のぬりつぶし例

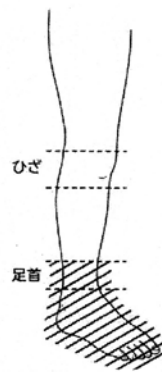
- 指先から手首までを固定している場合



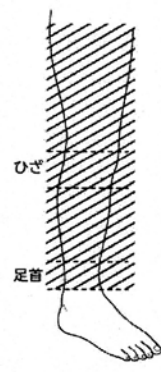
- 肩からひじまでを固定している場合



- 指先から足首までを固定している場合







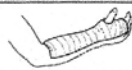



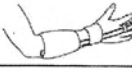

- 大腿(ふともも)から足首までを固定している場合



# ギプス等の固定具を使用されているお客さまへ

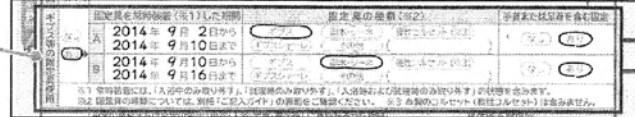
裏面

固定具の種類については、下記を参考に入院・通院申告書の「固定具の種類」欄にご記入ください。

<p><b>ギプス(腕)</b></p>  <p>※一般的に「石膏ギプス」と言われるもの</p>	<p><b>ギプス(足)</b></p>  <p>※一般的に「石膏ギプス」と言われるもの</p>	<p><b>ギプスシャーレ(足)</b></p>  <p>※ギプス包帯を半分にカットし、包帯等で固定したもの</p>	<p><b>長下肢装具(足)</b></p>  <p>※大腿部から足底に及ぶ固定のこと</p>
<p><b>ギプスシャーレ(腕)</b></p>  <p>※ギプス包帯を半分にカットし、包帯等で固定したもの</p>	<p><b>副木(腕)</b></p>  <p>※副木をあてて、包帯等で固定したもの</p>	<p><b>硬性コルセット</b></p>  <p>※プラスチックや金属製の硬いコルセット</p>	<p><b>クラビクルバンド</b></p>  <p>※鎖骨骨折の場合に用いられる固定具</p>
<p><b>シーネ(腕)</b></p>  <p>※副子(シーネ)と呼ばれる固定具をあて、包帯等で固定するもの</p>	<p><b>フィラデルフィアカラー</b></p>  <p>※あご受けがついており、内側はスポンジ製で頸椎の屈曲、伸展を制限する固定具</p>		

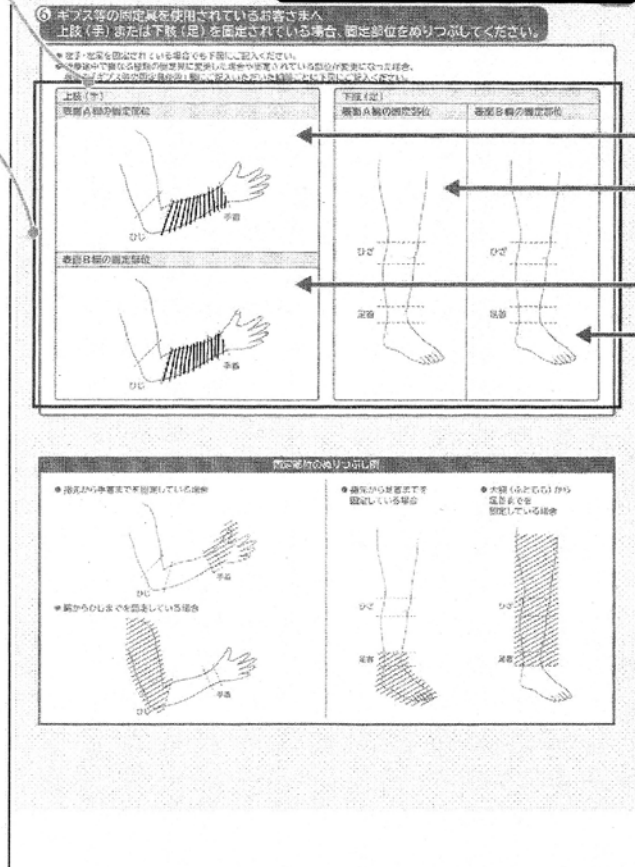
## 入院・通院 申告書 表面 ⑤ おケガ・治療の内容

- ギプス等の固定具を使用されている場合、入院・通院申告書の表面の「ギプス等の固定具使用」欄にご記入ください。
- 上肢(手)または下肢(足)を固定されている場合、入院・通院申告書裏面に固定部位をご記入ください。



## 入院・通院 申告書 裏面 ⑥ ギプス等の固定具を使用されているお客さまへ 上肢(手)または下肢(足)を固定されている場合、固定部位をぬりつぶしてください。

- 固定されていた部位を斜線等でぬりつぶしてください。
- 関節部分(手首・ひじ・足首・ひざ)がわかるように点線を表示していますので、ぬりつぶしの目安としてください。
- 治療途中で、異なる種類の固定具に変更した場合や固定されている部位が変更になった場合、その期間ごとに、ご記入ください。(入院・通院申告書表面のA欄、B欄にご記入いただいた期間ごとにご記入ください。)



## 同意書

令和 年 月 日

主治医様

住所

氏名

㊞

患者との関係 ( )

患者 氏名

昭和・平成・令和 年 月 日

保険契約に関する調査のため、損害保険ジャパン株式会社の社員又は同社依頼先の者が本書を提示し、上記患者の傷病に関して患者が診察若しくは検査を受けた病院、診療所又は検査機関その他にその傷病内容（病名、症状、治療内容、既往症病歴等）を照会し、回答を受けること及び診断書又は証明書の交付を受けることに同意します。

なお、本同意書の複写も本同意書と同じ効力があるものと認めます。

## 委任状

令和 年 月 日

私は公益財団法人豊田市文化振興財団を代理人と定めて、下記の事項を委任いたします。

記

令和 年 月 日に発生した事故にかかわる次の保険契約において、保険金の請求および受領に関する一切の権限

保険会社名 損害保険ジャパン株式会社

保険種目 普通傷害保険

証券番号

保険契約者 公益財団法人豊田市文化振興財団

被保険者名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(委任者)

氏名 \_\_\_\_\_

## 記入例 / 同意書・委任状

様式第6号	<h3>同意書</h3> <p>令和 8 年 7 月 9 日</p> <p>主治医様</p> <p>住所 豊田市小坂町12-100 氏名 愛知 一郎 (愛知印) 患者との関係 (父) 患者 氏名 愛知 健一 昭和 (平成) 令和 30 年 5 月 5 日</p> <p>保険契約に関する調査のため、損害保険ジャパン株式会社の社員又は同社依頼先の者が本書を提示し、上記患者の傷病に関して患者が診察若しくは検査を受けた病院、診療所又は検査機関その他にその傷病内容(病名、症状、治療内容、既往症病歴等)を照会し、回答を受けること及び診断書又は証明書の交付を受けることに同意します。</p> <p>なお、本同意書の複写も本同意書と同じ効力があるものと認めます。</p>	記入した日		
様式第7号	<h3>委任状</h3> <p>令和 8 年 7 月 9 日</p> <p>私は公益財団法人豊田市文化振興財団を代理人と定めて、下記の事項を委任いたします。</p> <p>記</p> <p>令和 8 年 6 月 6 日に発生した事故にかかわる次の保険契約において、保険金の請求および受領に関する一切の権限</p> <p>保険会社名 損害保険ジャパン株式会社 保険 種目 普通傷害保険 証券 番号 保険契約者 公益財団法人豊田市文化振興財団</p> <p>被保険者名 愛知 健一 住所 豊田市小坂町12-100 (委任者) 氏名 愛知 一郎</p>	ケガをされた方が、未成年の場合は保護者になります。必ず捺印をお願いします。	被保険者名には、ケガをされた方を記入してください。	ケガをされた方が未成年者の場合は、委任者に保護者を記入してください。

### <その他>

- ・ 必ず捺印をお願いいたします(シャチハタ不可)

# 個人情報取扱に関する同意書

令和 年 月 日

損害保険ジャパン株式会社御中

住 所

氏 名

被保険者との関係 [本人・法定相続人・その他 ( )]

<同意された方が被保険者(ご本人)以外の場合、以下もご記入ください。>

被 保 険 者 様 の 住 所

氏 名

(昭和・平成・令和・西暦 年 月 日生)

私は 令和 年 月 日の事故による保険金請求に関する私および被保険者の個人情報をご社の社員またはその委託を受けた者が下記のとおり取り扱うことに同意します。

## 記

1. 貴社が支払保険金算定の判断・保険金支払・保険引受の判断のために利用すること。
2. 貴社が以下の①から③、およびその他業務上必要とする範囲で取得・利用提供または登録すること。
  - ① 貴社が前記1.の業務のため業務委託先(保険代理店を含む)、医療機関、修理業者、保険金請求・支払に関する関係先、事故に関する関係先等に提供を行い、またはこれらのものから提供を受けること。
  - ② 貴社が保険制度の健全な運営のために(社)日本損害保険協会、損害保険料算出機構、他の損害保険会社等に提供もしくは登録し、またはこれらのものから提供を受けること。
  - ③ 貴社が再保険契約や共同保険契約における引受保険会社からの保険金等の受領のために引受保険会社等に提供すること(引受保険会社等から他の引受保険会社への提供を含む)。

以 上



年 月 日

公益財団法人豊田市文化振興財団  
理 事 長 様

住 所  
主 催 者 団 体 名  
(被保険者) 代表者名 (印)  
(電話 )

### 損 害 賠 償 事 故 状 況 報 告 書

下記のとおり団体活動中に損害賠償事故が発生したことを報告します。

記

加害者	氏 名		年 齡	歳	性 別	男・女
	住 所	(電話 )				
被害者	氏 名		年 齡	歳	性 別	男・女
	住 所	(電話 )				
事故の状況	行事名					
	日 時	年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分ころ				
	場 所					
	事 故 状 況					
備考	事後処置					

※以下は記入しないでください。

受付日付印	確	決定者	検討者	検討者	検討者	担当者	受付者
	認						
		保険連絡	年 月 日				
判定結果			支給年月日	年 月 日			
			支給金額				千

記入例／損害賠償事故状況報告書

年 月 日

公益財団法人豊田市文化振興財団  
理 事 長 様

住 所 豊田市小坂本町1-25  
主催者 団体名 豊田ジュニアクラブ  
(被保険者) 代表者名 青少年 太郎 (印鑑)  
(電話 0565-32-6296)

記入した日

加入申込書に記入されたように正式名称で記入し、印鑑も同じものを使用してください。  
(2枚目にも印鑑を!)

損害賠償事故状況報告書

下記のとおり団体活動中に損害賠償事故が発生したことを報告します。

記

加害者	氏名	愛媛 好夫	年齢	15歳	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
	住所	豊田市小坂本町10-10 (電話 0565-88-9876)				
被害者	氏名	文化 八郎	年齢	58歳	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
	住所	豊田市小坂町9-8 (電話 0565-77-1234)				
事故の状況	行事名	秋祭り練習				
	日時	年 月 日 (日曜日) 午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後 8時00分ころ				
	場所	豊田神社境内				
	事故状況	秋祭りで披露する獅子舞の練習中、誤って綱布を踏み、破いてしまった。				
	事後処置					
備考						

簡単に分かり易く記入してください。

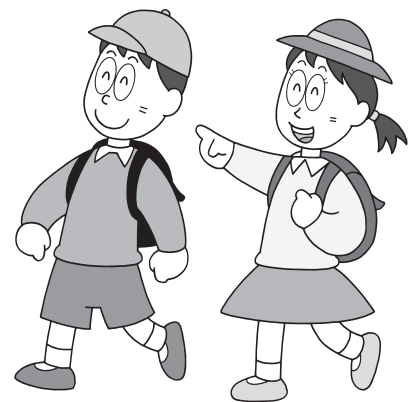
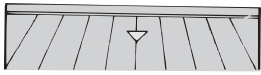
※以下は記入しないでください。

受付日付印	確 認	決定者	検討者	検討者	検討者	担当者	受付者
	保険連絡	年 月 日					
判定結果	支給年月日	年 月 日					
	支給金額					千	円

この枠内は記入不要です。







# 青少年团体伤害互助会

## Q & A

## 【 共 通 編 】

### 問1 傷害互助会の加入対象となる青少年団体とは、どのような団体ですか？

傷害互助会で対象となる青少年団体は、

- ① 市内に所在する子ども会、ジュニアクラブあるいは青年団など
- ② 市内に上部団体を持つボーイスカウトあるいはガールスカウトなど
- ③ 市内に活動の拠点を置き、社会教育活動を行う青少年団体
- ④ 市内に活動の拠点を置き、青少年団体の育成などを行う団体
- ⑤ その他傷害互助会の目的に賛同し、青少年育成委員会が認める団体

上記で、計画的に活動が行われている青少年団体です。

したがって、学校の管理下において行われるクラブ活動や政治、宗教、営利を活動目的とした団体などは対象になりません。

### 問2 傷害互助会の有効期間は？

傷害互助会の事業年度が4月1日から翌年3月31日までとなっていますので、有効期間は加入をした日から事業年度終了日の3月31日までとなります。

なお、4月30日までに加入したときは、4月1日に遡って有効となります。

### 問3 所属する青少年団体を移籍したときはどうなりますか？

傷害互助会有効期間内に青少年団体を移籍した場合、移籍した青少年団体が傷害互助会に加入している団体であれば効力はそのまま継続します。ただし、移籍先の青少年団体の代表者は必ずセンターまで連絡をしてください。

### 問4 会員が、複数の青少年団体に加入していて活動中にケガをした場合、見舞金の申請はどうなりますか？

そのケガを負ったときの活動を届けている青少年団体から傷害互助会に申請していただくことになります。当然ながら、その青少年団体での傷害互助会加入がない場合、申請はできません。

### 問5 傷害見舞金と損害賠償責任保険はどのように違うのですか？

傷害見舞金とは、青少年団体の会員や指導者などが団体活動中に起こった不慮の事故のために被ったケガ(ケガによる死亡、後遺障害を含む。)に対し、実際の損害(治療費等)に関係なく定額が支払われる制度です。

損害賠償責任保険とは、青少年団体活動中に参加者あるいは第三者の身体に傷害を与えたり財物を壊したりして法律上の賠償責任を負った場合に、実際の損害額に基づいて負担する賠償金などが支払われる制度です。

## 問6 海外での事故は傷害互助会の適用を受けることができますか？

傷害互助会に加入する青少年団体が海外において活動を行う場合の事故は、傷害見舞金については対象となりますが、損害賠償責任保険は対象なりません。

## 問7 子ども会で夏休みにフットサルの練習を行っていますが、祖父母のところへ遊びに来ている子どもたちも参加しています。このように会員以外の人でも対象になりますか？

傷害互助会は、青少年団体に所属する会員が、計画に基づいて行われた団体の活動中に負った傷害などに対し見舞金を支給する制度のため、対象にはなりません。

## 問8 青少年団体活動中に台風や大雨になりましたが活動は続けました。このような場合でも傷害互助会の適用を受けることができますか？

台風や大雨は免責事項となる自然変象(天災)の中には含まれないので対象となります。免責事項となるものは、地震、噴火、津波に起因する傷害事故と、地震、噴火、洪水、津波などの自然変象に起因する賠償責任事故です。ただし、損害賠償責任事故で支払いの対象になるものは、他の事故と同様に法律上の賠償責任が生じたときに限ります。

## 問9 自動車の運行に起因する事故は傷害互助会の適用を受けることができますか？

傷害見舞金は対象となりますが、損害賠償責任保険では自動車の運行に起因する事故は免責事項に該当しますので対象とはなりません。

(注)自動車とは、道路運送車両法第2条第2項にいう自動車及び同条第3項にいう原動機付自転車で自動車保険の対象となるものです。

(例)子ども会で指導者が運転するマイクロバスで目的地へ行く途中、ガードレールに衝突し指導者と会員が負傷した場合

⇒指導者と会員に対して傷害見舞金の適用はありますが、事故が自動車の運行に起因するため指導者への損害賠償責任保険の適用はありません。

(例)ジュニアクラブで道路清掃を行っているときに、会員が通行中の自動車にはねられた場合

⇒傷害見舞金の適用となります。この場合に指示をしていた指導者に過失があり法律上の賠償責任を負わねばならないときは、自動車の運行に起因する事故ではありませんので賠償責任保険の適用対象となります。

## 問10 子ども会で、子どもだけで任意の遊びをしている事故も適用対象になりますか？

傷害互助会は、行事計画に基づいて役員、指導者などが指導・監督している青少年団体活動中の事故を対象としています。

したがって、子どもだけで子ども会活動に関係のない任意の遊びをしている場合の事故は対象になりません。

## 問11 傷害互助会でいう青少年団体活動中の事故には、往復途中の事故も含まれますか？

傷害見舞金では、会員の自宅から集合地まで、及び解散地から自宅までの通常経路における事故も対象となります。

しかし損害賠償責任保険は、会員が青少年団体の活動のために、集合地に集合してから解散地で解散するまでの役員、指導者などの管理下にある場合を対象としていますので、往復途中の事故は対象になりません。

# 【 傷害見舞金編 】

## 問12 どのような傷害が見舞金支給の適用対象となりますか？

傷害見舞金で対象となる傷害とは、急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害をいいます。

「急激性」…基本的には、傷害が疾病のような自然原因から発生するものと区別する意味において用いられるもので、原因又は結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。

したがって、例えば職業病、靴擦れ、しもやけ、野球肘などは「急激」とはいえず対象になりません。

「偶然性」…基本的には、傷害を引き起こした原因に偶然性が求められるわけですが、さらには自然の原因の自然な結果とされる疾病に対置する意味において用いられるもので、原因の発生が自身では予知できない状態をいいます。

したがって、例えば心臓発作、<sup>のう いっ けつ</sup>脳溢血などの内臓疾患などは自然の原因の自然な結果として位置付けられ、偶然性を欠くこととなります。

「外 来」…通常「外来」という用語は「内在」に対する用語として用いられるものであり、傷害見舞金においては身体傷害の発生の原因が身体に内在するものでなく、外部にあることをいいます。

したがって、例えば同じ腰痛症でも重い物を持ち上げたために腰を痛めた場合は対象になりますが、長年のストレスの蓄積により腰痛になった場合は対象になりません。

「傷 害」…「ケガ」という概念がほぼ相当しますが、「ケガ」よりも少し広い意味を持ち、次のような場合があります。

いわゆる「ケガ」を伴わない死亡事故も、急激かつ偶然な外来の事故に起因するものであれば対象になります。例えば中毒症状の場合、次のようなものは対象になります。

- ・ 煙、ガスなどの有毒物質の一時的吸入による窒息死  
(光化学スモッグなどによるもの)

- ・ 水を飲み呼吸不能に陥り溺死

ただし、同じ中毒症状であっても次のようなものは対象になりません。

- ・ 慢性アルコール中毒

- ・ 細菌性食中毒

- ・ 継続的に吸入、呼吸あるいは摂取した結果の中毒症状

### 問13 心臓麻痺、心臓発作は適用対象となりますか？

ある行為の結果、心臓麻痺、心臓発作を起こすことは客観的にみれば偶然なものであるかもしれませんが、原因事故から結果への経過をたどれば、疾病そのものの発症過程をたどっているにすぎず、不可避の結果の事故であるといえないので対象になりません。ただし、冷たい海へ転落し、冷水のショックで急性心不全を起こしたような場合は、不可避の結果による事故として対象となります。

### 問14 ケガが原因で病気になった場合も適用対象となりますか？

ケガと直接因果関係にある病気(破傷風、敗血症などの創傷伝染病)の場合には、その病気についてもケガそのものと同様に対象となります。

ケガの治療中に直接因果関係のない病気にかかった場合、例えば骨折の治療中に肺炎になった場合は、肺炎のためのみの治療期間については対象になりません。

### 問15 傷害見舞金の支給額は？

#### 「傷害日数に対する見舞金(傷害日数見舞金)」

傷害が治癒(最終診断日)するまでの日数に応じて定額が支払われます。

#### 「入院に対する見舞金(入院見舞金)」

入院し、医師の治療を受けている状態にある期間に対して、事故の日から180日を限度として入院した日数1日につき3,000円の見舞金が支払われます。

#### 「通院に対する見舞金(通院見舞金)」

原則として180日の枠内において、実通院日数90日を限度に治療のための通院日数1日につき1,000円の見舞金が支払われます。

傷害見舞金＝傷害日数見舞金＋入院見舞金

＝傷害日数見舞金＋通院見舞金

＝傷害日数見舞金＋入院見舞金＋通院見舞金

(ただし、入院、通院を合算して事故発生の日から180日が限度となります。)

## 問16 傷害見舞金の請求は治癒後でなければいけませんか？

傷害見舞金の中の入院見舞金及び通院見舞金は、それぞれ入院日数及び通院日数を基礎に算定をしますので、原則として日数が確定する治癒後に請求をしてください。

## 問17 いったん治癒したケガが再発しました。この場合も適用対象となりますか？

当該事故と因果関係があると医師が証明するものについては、対象となります。ただし、対象となる期間は事故の日から180日以内です。

## 問18 他のケガの治療中に自治区のソフトボールの試合に出て肩を打撲してしまいました。この場合も適用対象となりますか？

適用に関係のないケガの治癒後に、まだ肩の打撲が治癒していなければその後の肩治療のみに通院などした期間が対象となります。

## 問19 傷害見舞金請求の際に添付する医師の診断書は所定の用紙を使用しなければいけませんか？

入院見舞金額、通院見舞金額あるいはその合算額が10万円以下の場合、「入院通院申告書(所定)」に本人が必要事項を記入し、診察券のコピーを添付して診断書に代えることができます。

それ以外の場合は、実通院日数など見舞金確定をする際に必要な事項を知るため、所定の診断書を提出していただきます。

なお、診断書は傷害の程度を立証するためのもので、その費用は本人負担となります。

## 問20 傷害見舞金でいう「他覚症状」とはどのようなものですか？

保険契約上、「他覚症状」のない「ムチウチ症」又は「腰痛」は免責となりますが、これは自分が「他覚症状」のない「ムチウチ症」又は「腰痛」で首や腰が痛いと訴えることにより、見舞金請求が不正に行われたり、あいまいになりうる恐れが多分にあるので、このような不正又はあいまいな請求を排除する意味で免責となります。

## 【 損害賠償保険編 】

### 問21 指導者に賠償責任がある場合は、すべてこの損害賠償責任保険の適用が受けられますか？

指導や管理の過失により事故が発生し、指導者が「法律上の責任」を負った場合に対象となります。したがって、道義的責任から見舞金などを支払っても、この損害賠償責任保険の適用は受けられません。

(注)「法律上の責任」がある場合でも、保険約款・特約に定められた「免責条項」に該当するものは対象になりません。一般的に指導者が賠償責任を負う場合とは、指導や管理に過失がある場合です。

(例)・団体の活動で水遊びに行き管理に不注意があり子どもが水死した場合

- ・野球練習中にボールが隣家へ飛び込み窓ガラスを割った場合
- ・施設や用具の欠陥を見落としした場合
- ・施設や用具の欠陥を見つけたが放置した場合
- ・事前の必要な点検をしなかった場合

ただし、施設や用具を通常の注意を払って事前に点検したにもかかわらず欠陥が発見できなかった場合や不可抗力による場合あるいは、被害者の不注意により生じた事故は法律上の賠償責任を負うことはありません。

### 問22 法律上の賠償責任とはどういうことですか？

賠償責任保険普通保険約款第1条には「被保険者が……法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。」とありますが、この「法律上の賠償責任」には大別して次のようなものがあります。

- ・違法な行為(不法行為によるもの)によって与えた損害を償う責任
- ・契約の違反(債務不履行によるもの)によって与えた損害を償う責任

これらはいずれも民法にその基本となる原則的な規定があり、主な条文は、民法第415条、709条、715条～718条などです。

### 問23 スポーツの試合、練習中の事故に賠償責任は生じますか？

スポーツ事故には独特の不可避的要素があり、スポーツ自体にもそれぞれ一定のルールと多少の危険性が潜んでおり、スポーツをする者もそのことを認識した上で行うのが一般的です。このことを「危険の同意」と呼んでいますが、プレーヤー同士の事故においては指導者などの責任追及、つまり不法行為の責任を問うことはありません。

ただし、法によって禁止されている行為、法律や秩序の違反あるいは指導者などの怠慢によって発生した事故の場合はこの限りではありません。

また、同じスポーツ事故といっても、例えば野球の練習中に指導者が打ったボールが球場外へ飛び出し、付近の民家のガラスを割ったような場合には、当然被害者に対する賠償責任があります。

## 問24 当事者間の示談でも支払いの対象になりますか？

示談でも支払いの対象になりますが、たとえ賠償責任があるとしてもむやみに高額な賠償金を支払う示談をした場合は、客観的に妥当性のある金額しか支払われません。

当事者間で示談を行う前に内容についてセンターあるいは引受保険会社と相談してください。

## 問25 損害賠償責任保険における財産的損害とはどのようなものですか？

対人賠償の場合は、被害者の逸失利益、入院費、治療費、休業補償費、慰謝料などで被害当時の年齢、健康状態、職業、家庭環境、その他諸般の事情を考慮し、事故がなかったならば働くことができたであろう期間や収入などについて可能な限り蓋然性の高い数字を求めべきとされています。

財物賠償の場合はいわゆる修理費ですが、修理不可能な場合はその交換価格(滅失の場合は滅失当時の交換価格)が通常の損害額となります。

## 問26 「傷害の見舞金」や「慣習上の見舞金」も損害賠償責任保険で支払ってもらえますか？

損害賠償責任保険の支払いの対象となるのは、指導者などの指導、監督上の過失によって事故が発生し、そのために指導者などが負担する「法律上の賠償責任」です。

したがって、設問の「見舞金」は支払いの対象となりません。

## 問27 例えば子ども会において、市子連役員が単位子ども会の主催する事業に単なる参加者として参加している場合、市子連役員も主催者となりますか？

市子連が主催あるいは共催しない行事に単なる参加者として参加している場合は主催者とはなりません。

## 問28 損害賠償責任保険では、青少年団体活動中の会員に対する賠償責任だけでなく、第三者に対する賠償責任も対象としているのはなぜですか？

青少年団体活動中には、青少年団体会員だけが被害者となる事故だけでなく、第三者を巻き込んだ事故が発生する可能性があります。この損害賠償責任保険ではそのような場合でも役員、指導者など主催者が法律上の賠償責任を負う場合には、保険金が支払えるようになっています。

問29

地区子ども会のキャンプでテント張りの最中に、子ども会Aの使用していた工具が誤って子ども会Bに当たり、負傷させてしまいました。賠償責任保険の対象となりますか？

設問のように、団体Aの加害行為により他の団体Bが被った身体傷害であっても対象になります。

なお、同様に財物の損壊についても対象になりますが、被害者が加害者の同居の親族である場合、財物損壊については対象になりません。(P8「保険金支給対象とならないケース」参照)

問30

青少年団体のキャンプ活動中、借りてきたカメラを誤って壊してしまいました。この保険の対象になりますか？

他人から借りてきた財物の損壊については、対象になりません。(P8「保険金支給対象とならないケース」参照)

問31

小学校のグラウンドで野球の試合中、ファールボールが駐車中の指導者である主催者の車に当たってしまいました。この保険の対象になりますか？

このようなケースでは、被害者も会員の一人であり会員の財物は対象になりません。

問32

裁判費用も支払いの対象になりますか？

裁判の費用も対象となります。

賠償責任に関して裁判となった場合、あらかじめ保険会社の書面による同意を得た場合には支払いの対象になります。裁判の結果、「主催者に損害賠償責任がない」とされ損害賠償金の支払いがない場合でも裁判費用については支払いの対象になります。

問33

免責金額とは何ですか？

免責金額とは、損害賠償のうち主催者が自己負担する金額のことです。この損害賠償責任保険においては免責金額を1,000円としていますので、1事故について1,000円を主催者が負担することになります。

したがって、損害賠償金が100万円の場合には、100万円－1,000円＝99万9,000円が保険金として支払われます。

**問34**

対人事故で、賠償金額が2,000万円の場合、保険金の支払額はどうなりますか？  
また、賠償金額が1億500万円の場合はどうなりますか？

「賠償金額が2,000万円の場合」

$2,000万円 - 1,000円 = 1,999万9千円 < 1億円$  (限度額)

1,999万9千円は限度額の範囲内ですから支払保険金は1,999万9千円となります。

「賠償金額が1億500万円の場合」

$1億500万円 - 1,000円 = 1億499万9千円 > 1億円$  (限度額)

賠償金額から免責金額を差し引いた金額が限度額の1億円を超えるときは、限度額1億円が支払保険金となります。

**問35**

フットサルの練習中に続けて2度ガラスを割った場合でも保険金は支払われますか？

同日同一場所の事故であってもそれぞれの行為は独立しており、事故としては2回と考えます。

したがって、それぞれの損害額から免責金額(1,000円)を控除したものが保険金として支払われます。

**問36**

子ども会の8月行事として、1泊2日で市外のキャンプ場に役員5名と子ども会員35名で出かけました。予定していたプログラムで、全員で川に入って魚つかみをしていたところ、小学校1年生のA君が誤って滑って岩に頭をぶつけ下半身不随の重症を負いました。

病院での手術・治療が1年続きましたが完治せず、後遺障害が残り、下半身不随の車椅子生活になりました。

A君の両親は、A君の事故及び障害に際しての損害賠償及び慰謝料として5,000万円を役員5名に請求しました。

この場合、保険金は支払われるのでしょうか？

この事例について、役員は通常の注意義務を果たしており、役員の法律上の賠償責任が発生しないため、保険金は支払われません。子ども会の活動は任意性が高く、学校などと比べ監督責任の度合いが低く、このケースでは、A君の過失が事故原因と判断されます。

なお、この事例の文面だけでは判別できませんが、入ることが禁止されている川などや、A君に身体的障害があった場合には、監督責任が発生する場合もあり、過失割合により賠償金が支払われます。また、裁判等により、役員に監督責任が発生した場合には、争訟費用等を含め、賠償金(判決額)が支払われます(ただし、限度額の範囲内)。

\*傷害見舞金、後遺障がい見舞金、手術見舞金は該当します。

## 安全な団体活動のための参考資料

# 団体活動における安全教育システムの確立

「1人1人の安全能力を伸ばすために」

(愛知県子ども会安全会運営委員会協議会内容より)

安全能力	安全指導	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 潜在する危険を予知、予見、予測することができる</li> <li>○ 事故は何故おこるのか、事故の原因をよく理解し、正しい判断のもとに、これらに対処することができる</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動内容に運動技術が適合しているか、技術に適合した指導をする</li> <li>○ 実際に体験し、経験をつむ</li> <li>○ 生活技術の点検をする</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 進んでしまりを守り、安全に行動ができる</li> <li>○ 自分の行動が仲間や集団全体に及ぼす影響を考えることができる</li> <li>○ 今何をするときなのか、自覚することができる</li> </ul>
		習慣	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本的な生活習慣{食事(偏食をしない)・睡眠(早寝早起)・排泄(健康管理)・着脱衣(自分で出来る)・清潔(ハンカチ、はなかみ等)}の確立をする</li> </ul>
	体力づくり	日常活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎日の生活の中に、身体活動(ラジオ体操等)をとり入れる</li> <li>○ 基本的な生活習慣をとりもどすための活動をする</li> <li>○ 家庭内活動を含めた地域全体活動としての生活運動を推進する</li> <li>○ 活動の前後に活動に適した準備運動、整理運動をする</li> </ul>
		行動的活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年齢・能力に合わせたスポーツ大会を推進する</li> <li>○ 年齢・能力に合わせた役割分担を推進する</li> <li>○ 精神的・身体的能力の増進を図る</li> </ul>
		安全のチェックポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画準備における安全点検                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 参加者の年齢や能力に応じたものであるか</li> <li>● 集合場所・活動場所(往復途中を含む)は、事前に充分踏査点検ができたか</li> <li>● 指導体制や役割分担が明確にされ、一貫した指導指示がとれるか</li> <li>● 子ども会員の心身状態、行動、服装、及び環境等事故につながるものはないか</li> </ul> </li> <li>● 計画が参加者、保護者、関係機関等に周知徹底されているか</li> <li>● 子どもの要求する行動であるか</li> <li>○ 実施時における安全点検                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 往復途中での交通安全指導をする</li> <li>● 参加者の健康状態、服装や携帯品を確認し、仲間の安全にも気を配るよう指導する</li> <li>● 注意すべき点、ルールや心得をしっかり守らせる</li> <li>● 集合、解散時等必要に応じて人員、体調などの確認を行う</li> <li>● 活動中においては、全面的監視体制を確保する</li> <li>● 生命の危険に直面する場合は躊躇することなく中止する</li> <li>● 計画(予定)変更の場合は、充分話し合い適切な方法をとる</li> <li>● 反省時における安全点検                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自分だけでなく仲間の安全にも気を配れたか</li> <li>● 事前に決められた事が守られたか</li> <li>● 危険を感じた時の対処の仕方は適切であったか</li> <li>● 安全指導、安全対策は適切であったか</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 指導者(活動の振興と安全・冒険と安全のためのチェックポイント等)を基に研修させて実践的なアドバイスをしていく</li> </ul>
	事故対策	救急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故発生時の対応の仕方を予め定めておく(連絡方法、救急病院の確認)</li> <li>○ 応急処置としての救急法を習得する</li> <li>○ 救急箱を準備する</li> </ul>
		傷害互助会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豊田市青少年団体傷害互助会加入の確認を行う。</li> <li>○ 子どもたちの健康状態の把握をしておく。</li> </ul>
	安全確保教育	安全確保	安全のチェックポイント
実施時における安全点検			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 往復途中での交通安全指導をする</li> <li>● 参加者の健康状態、服装や携帯品を確認し、仲間の安全にも気を配るよう指導する</li> <li>● 注意すべき点、ルールや心得をしっかり守らせる</li> <li>● 集合、解散時等必要に応じて人員、体調などの確認を行う</li> <li>● 活動中においては、全面的監視体制を確保する</li> <li>● 生命の危険に直面する場合は躊躇することなく中止する</li> <li>● 計画(予定)変更の場合は、充分話し合い適切な方法をとる</li> <li>● 反省時における安全点検                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自分だけでなく仲間の安全にも気を配れたか</li> <li>● 事前に決められた事が守られたか</li> <li>● 危険を感じた時の対処の仕方は適切であったか</li> <li>● 安全指導、安全対策は適切であったか</li> </ul> </li> </ul>
安全対策	事故対策	救急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故発生時の対応の仕方を予め定めておく(連絡方法、救急病院の確認)</li> <li>○ 応急処置としての救急法を習得する</li> <li>○ 救急箱を準備する</li> </ul>
		傷害互助会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豊田市青少年団体傷害互助会加入の確認を行う。</li> <li>○ 子どもたちの健康状態の把握をしておく。</li> </ul>

## 点検・確認のポイント

### 指導者・育成者の自己管理は？

- ①昔とったきねづかとか、あれくらいのものを、と云う心(自信過剰)
- ②良いところを見せてやろうと誇らしげになるとき(自己誇示)
- ③急に力をつかったとき。心と体の準備不足(準備運動の不足)
- ④疲労をかくして無理をしているとき(過労)
- ⑤服装がその運動や行事に適していないとき

### 指導者の心がまえ 5項目

- ①指導者の責任を自覚せよ(綿密・周到・沈着・決断・自然条件の分析と変化の予測)
- ②活動の準備、安全への配慮は十分か
- ③規律の確保につとめ、全員を確実に掌握せよ
- ④活動は、基礎的なものから応用的なものへ進めよ
- ⑤個人および集団の健康状態に注意せよ

### 使いなれない施設での注意 5項目

- ①着いたらすぐに非常口の確認
- ②よく磨かれた大きなガラスに注意
- ③廊下・階段ですべらないように注意
- ④扉の開閉に注意
- ⑤風呂の熱湯に注意

### 救急処置の原則

- ①何をすべきか、何をしてはならないかを落ち着いて考えよ
- ②出来るだけ速やかに医師に連絡せよ
- ③ショックの予防、大出血止血、呼吸停止には人口呼吸(心配蘇生法)
- ④判断に迷うときは、大事をとれ

全子連発刊

「冒険と安全のためのチェックポイント」より